

## 検査標章の視認性向上検討会

## 設置要領

## 1. 趣旨

検査標章は、車検の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を一目瞭然とし、無車検での運行を防止するため、前面ガラス等の見易い位置に表示するものである。

現行の検査標章は、平成16年より自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)を用いて印刷される方式となり、四輪車等の窓ガラス用が二輪車等のナンバープレート用と同じサイズに小さくなったため、当時、視認性が低下したという意見が多数あった。これを踏まえ、平成20年に視認性を向上させるため次回の検査時期を示す数字を大きくする等の改良を行いつたが、未だに視認性の改善を求める意見が寄せられているところ。

このことから、窓ガラス用の検査標章の視認性等について、現在の検査標章の視認性等の問題点を明らかにし、検査標章の視認性の向上策の検討を行うものである。なお、検査標章を活用した車検後に定期点検を実施する受検者に対する定期点検実施の啓発方法等についても併せて検討することとする。

## 2. 検討会の名称

「検査標章の視認性向上検討会」とする。

## 3. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に係る者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則公開とする。
- (4) 議事概要については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

## 4. その他

事務局を国土交通省自動車局整備課に置く。